

実務の経験を通じた実践的な能力の修得に対する単位認定の要件・方法について 《関係告示で定めるべき事項(案)》

【実務の経験を通じた実践的な能力の修得に対する単位認定】

- ・ 専門職大学等においては、学生が、専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ当該職業を担うための実践的な能力を入学前に修得している場合において、教育上有効と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして、一定の単位数(4年制;30単位まで/2年制;15単位まで、3年制;23単位まで)の範囲で専門職大学等の定めることにより、単位を与えることができる。

【専門職大学設置基準第26条第3項・専門職短期大学設置基準第23条第3項】

※ さらに、これにより単位を与えられた者には、専門職大学等の定めるところにより、与えられた単位数、実践的な能力の修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して、修業年限の4分の1を超えない範囲内で専門職大学等が定める期間を修業年限に通算できることができる。【学校教育法第88条の2、学校教育法施行規則第116条の2】

【対象となる者の要件と単位認定の方法】

- 専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、次の要件①又は要件②に該当することにより、当該専門職大学等の授業科目において修得させることとしている実践的な能力を入学前に既に修得していると認められる者に対し、それぞれ、方法①又は方法②により、単位を授与する。

1. 国家資格、技能検定等における成果に基づく単位の授与

要件① 法令の規定に基づく職業資格、又は次の i)若しくは ii)に掲げる実務の能力に関する審査における成果を有すること

《対象となる実務の能力の審査》

- i) 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査
- ii) i)の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの
 - イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること
 - ロ 審査の内容が、学校教育法第八十三条の二第一項に規定する専門職大学の目的に照らして適切なものであること
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること

方法① 要件①に該当する者が既に修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、それらの者の申出により、一定の単位数を超えない範囲で単位を与える。

- 対象となる授業科目
; 職業専門科目及び展開科目
- 与えることのできる単位数の上限
; 4年制;30単位まで/2年制;15単位まで、3年制;23単位まで

2. 職業実務における業績に基づく単位の授与

要件② 専門性が求められる職業における実務上の業績を有すること

方法② **要件②**に該当する者が既に修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、それらの者の申出により、一定の単位数を超えない範囲で単位を与える。

- 対象となる授業科目
 ; 臨地実務実習
- 与えることのできる単位数の上限
 ; 4年制;20単位まで/2年制;10単位まで、3年制;15単位まで

入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に係る修業年限の通算・単位認定

(1) 専門職大学

(修業年限の通算)

○学校教育法

第八十八の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第百八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第百九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、**文部科学大臣の定めるところにより**、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で**文部科学大臣の定める期間**を超えてはならない。

○学校教育法施行規則

第百十六条の二 学校教育法第八十八条の二に規定する修業年限の通算は、専門職大学等（専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の定めるところにより、専門職大学設置基準第二十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第三項の規定により当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。）の修得を当該専門職大学における授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、当該実践的な能力の修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

2 学校教育法第八十八条の二ただし書に規定する文部科学大臣が定める期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一とする。

(単位認定)

○専門職大学設置基準

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十六条

3 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、**文部科学大臣が別に定めるところにより**、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

○専門職大学に関し必要な事項を定める件

第四条 専門職大学設置基準第二十六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる者の申出により、それらの者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。

| 上欄 | 下欄 |
|---|--|
| 専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果を有することにより、当該専門職大学の授業科目（職業専門科目及び展開科目に限る。）において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者 一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二 一に掲げるもののほか、一の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること ロ 審査の内容が、学校教育法第八十三条の二第一項に規定する専門職大学の目的に照らして適切なものであること ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること | 上欄に掲げる者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目（職業専門科目及び展開科目に限る。）について、当該授業科目に係る単位を三十単位を超えない範囲で与える。 |
| 専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業における実務上の業績を有することにより、当該専門職大学の授業科目（臨地実務実習に限る。）において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者 | 上欄に掲げる者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目（臨地実務実習に限る。）について、当該授業科目に係る単位を二十単位を超えない範囲で与える。 |

(2) 専門職短期大学

(修業年限の通算)

○学校教育法

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等(専門職大学又は第八十八条第四項に規定する目的をその目的とする大学(第四百条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。)をいう。以下この条及び第九十九条第三項において同じ。)に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、**文部科学大臣の定めるところにより**、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で**文部科学大臣の定める期間**を超えてはならない。

○学校教育法施行規則

第一百六条の二 学校教育法第八十八条の二に規定する修業年限の通算は、専門職大学等(専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。)の定めるところにより、専門職大学設置基準第二十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第三項の規定により当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。)の修得を当該専門職大学における授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、当該実践的な能力の修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

2 学校教育法第八十八条の二ただし書に規定する文部科学大臣が定める期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一とする。

(単位認定)

○専門職短期大学設置基準

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三条

3 専門職短期大学は、学生が当該専門職短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職短期大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、**文部科学大臣が別に定めるところにより**、当該実践的な能力の修得を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位(第二十七条の専門職短期大学にあつては、十五単位)を超えない範囲で専門職短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

○専門職短期大学に関し必要な事項を定める件

第四条 専門職短期大学設置基準第二十三条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる者の申出により、それらの者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。

| 上欄 | 下欄 |
|--|---|
| 専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目(職業専門科目及び展開科目に限る。)において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者 一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二 一に掲げるもののほか、一の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること ロ 審査の内容が、学校教育法第八十八条第四項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なるものであること ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること | 上欄に掲げる者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目(職業専門科目及び展開科目に限る。)について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位(専門職短期大学設置基準第二十七条に規定する専門職短期大学であつて同条に規定する要件を卒業の要件とするもの(以下この条において「専門職短期大学設置基準第二十七条の短期大学」という。)にあつては、十五単位)を超えない範囲で与える。 |
| 専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業において実務上の業績を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目(臨地実務実習に限る。)において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者 | 上欄に掲げる者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目(臨地実務実習に限る。)について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては十五単位(専門職短期大学設置基準第二十七条の専門職短期大学にあつては、十単位)を超えない範囲で与える。 |